

ふぐ卸売業に係る手続きについて

食品衛生法第55条第1項の許可を受けて魚介類販売業又は魚介類競り売り営業を営む方のうち、食用のふぐの卸売を業として行おうとする方は、その卸売の用に供する施設ごとに、届出なければなりません。

届出が済み次第、届出済証が交付されますので、施設の見やすい場所に掲示してください。

第1 ふぐ卸売業の届出

届出を行う際には、ふぐ卸売業届出書（様式第9号：徳島県ホームページ、各保健所等で配布）を管轄する保健所へ提出する必要があります。

第2 変更の届出等

ふぐ卸売業者は、届出済証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、管轄する保健所等に届出済証を添えて届け出なければなりません。

また、ふぐ卸売業者は、届出済証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、管轄する保健所等にその旨を届け出なければなりません。

1 届出済証記載事項の変更

次の書類を管轄する保健所に提出してください。

- ① ふぐ卸売業届出済証記載事項変更届（様式第11号：徳島県ホームページ、各保健所等で配布）
- ② 届出済証
- ③ 変更の事実を証する書類

2 届出済証を亡失又は毀損した場合

ふぐ卸売業届出済証亡失等届（様式第12号：徳島県ホームページ、各保健所等で配布）を管轄する保健所等に提出してください。

【ふぐ処理業に関する問い合わせ先】

東部保健福祉局（徳島保健所） 食品衛生担当	〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80 (電話 088-652-5155)
東部保健福祉局（吉野川保健所） 生活衛生担当	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島106-2 (電話 0883-36-9016)
南部総合県民局（阿南） 生活衛生担当	〒774-0011 阿南市領家町野神331-4 (電話 0884-28-9872)
南部総合県民局（美波） 生活衛生担当	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 (電話 0884-74-7342)
西部総合県民局（美馬保健所） 生活衛生担当	〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23 (電話 0883-52-1011)
西部総合県民局（三好保健所） 生活衛生担当	〒778-8570 三好市池田町字マチ2542-4 (電話 0883-72-1121)